物 品 売 買 契 約 書

　須坂市（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）との間において、物品売買契約を次の条項により締結する。

（契約の内容）

第１条　この契約の要項は、次のとおりとする。

　(1) 売買の目的

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品　　名 | 品　　質  （種類、形状、規格等） | 数量 | 単位 | 単　価 | 金 　　　額 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |  |

※上記の表の単価及び金額の欄に掲げる額には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

　(2) 売買代金　金　　　　　　　　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　　 円）

　(3) 納入期限　　　　令和　　年　　月　　日

　(4) 納入場所

　(5) 契約保証金

（納入の終了の通知）

第２条　受注者は、物品の納入を終了したときは、納品書をもって、その旨を発注者に通知するものとする。

（検査）

第３条　発注者は、前条の納品書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内に受注者又はその代理人の立会いのもとに、検査をするものとする。ただし、受注者又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、受注者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

２　物品の所有権は、検査に合格した時に受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害及び検査のために必要な費用は、受注者の負担とする。

　（引き換え等）

第４条　受注者は、検査の結果不合格となった物品を、遅滞なく、引き取りかつこれに代わる物品を納入するものとする。この場合における検査は、第２条及び第３条に定めるところによる。

　（売買代金の支払時期）

第５条　発注者は、検査が完了し、現品を受領した後、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に売買代金を支払うものとする。

　（遅延損害金）

第６条　発注者は、本契約及び取引上の社会通念に照らし発注者の責めに帰すべき事由により、売買代金の全部又は一部の支払いを遅延したときは、受注者に対して、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払売買代金の額に対して年[支払遅延防止法第８条第１項の規定により定められた率]％の割合で計算した額の遅延損害金を支払う。

　（契約の変更）

第７条　この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価に著しい変動を生じ、そのため売買代金の額が著しく不適当であると認められるときは、発注者受注者協議して売買代金の額を変更することができる。

２　受注者は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して、その期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、発注者受注者協議して定めるものとする。

３　前２項に定めるもののほか、発注者は、必要があると認めるときは、この契約の内容に重大な変更を及ぼさない範囲において、この契約を変更することができる。

４　前項の規定により発注者が契約を変更したことにより受注者に損害を生じたときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合において、賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

　（納入遅延に対する遅延利息）

第８条　受注者がその責めに帰すべき理由により納入期限までに物品の全部又は一部を納入しない場合は、受注者は、発注者に対して遅延利息を支払うものとする。

２ 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、売買代金の額から発注者が既に受領した部分に相応する売買代金の額を控除した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して年[政府調達の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定により定められた率]％の割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

（追完請求権）

第９条　納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、発注者は、受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者の請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項の契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

　（売買代金減額請求権）

第10条　契約不適合のある場合、発注者は相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催　　告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて売買代金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告することなく直ちに売買代金の減額を請求することができる。

２　契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前項の規定による売買代金の減額の請求をすることができない。

（準用）

第11条　前２条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに催告による解除及び催告によらない解除権の行使についても準用する。

（発注者の権利の期間制限）

第12条　受注者が契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合を知ったときか　ら１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはその限りでない。

　（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

（契約解除及び損害賠償）

第14条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により受注者に通知して、この契約を解除することができる。

1. 受注者が、その責に帰すべき事由により第１条第３号に定める納入期限又は第５条第１項の指定する期日までに良品を納入しないとき。
2. 前条の規定に違反したとき。
3. 受注者が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けた場合。
4. 前各号の場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　前項の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者は、契約保証金の額に相応する額を違約金として、発注者の指定する日時までに支払うものとする。

３　第１項の規定により発注者がこの契約を解除した場合において、発注者が既に受領した部分があるときは、これを発注者の所有とすることができる。この場合において、発注者は、当該部分に相応する売買代金の額を受注者に支払うものとする。

（談合その他の不正行為による解除）

第15条　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第７項の規定による確定又は第65条若しくは第67条第１項の規定による審決（同法第67条第２項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は同法第198条による刑が確定したとき。

　（談合その他不正行為に伴う損害の賠償）

第16条　受注者は、前条の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、売買代金の10分の２に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第１号から第３号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第17条　受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

　（費用の負担）

第18条　この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、受注者の負担とする。

　（契約に関する紛争等の解決）

第19条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、発注者受注者協議して定めるものとする。

（Ａ）本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

（Ｂ）本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

〔注〕（Ａ）は紙の契約書を採用する場合、（Ｂ）は電子契約を採用する場合に使用する。

令和　　年　　月　　日

発　注　者　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　受　注　者　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印